



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1250	土地改良区設立認可申請の適否決定等	(農業農村整備課).....	1
1251	肥料の品質の確保等に関する法律による肥料の登録有効期間の更新	(果樹園芸課).....	1
1252	鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間の更新	( " ).....	2
1253	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	2
1254	"	( " ).....	2
1255	保安林の指定の解除	( " ).....	3
1256	保安林予定森林	( " ).....	3
1257	保安林の指定施業要件変更予定	( " ).....	3
1258	道路の供用開始	(道路保全課).....	4
1259	道路の区域変更	( " ).....	4
1260	令和3年度和歌山県財務会計システム構築・運用保守委託及びシステム機器等賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(会計課).....	4
1261	更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習(座学)委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(警察本部).....	6

### ○ 公告

入札公告	(会計課).....	9
------	------------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第1250号

小浦土地改良区の設立認可申請については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第8条第1項の規定により当該申請を適当と決定したので、同条第6項の規定によりこの旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に異議の申出をすることができる。

令和3年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 縦覧に供する書類

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 定款の写し

#### 2 縦覧期間

令和3年12月15日から令和4年1月19日まで

#### 3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、日高振興局農林水産振興部農地課及び日高町産業建設課

### 和歌山県告示第1251号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和3年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第788号	魚かす粉末	7.0魚かす粉末	窒素全量7.0 りん酸全量7.0	該当なし	株式会社橋爪肥料店 海南市下津町小南176番地	令和9.12.8

#### 和歌山県告示第1252号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第18条の8第2項の規定に基づき、鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間の更新をしたので、次のとおり公示する。

令和3年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 認定の有効期間の更新年月日

令和3年12月11日

2 認定の有効期間の更新を受けた鳥獣捕獲等事業を実施する者（以下「認定鳥獣捕獲等事業者」という。）の名称及び住所並びに代表者の氏名等

(1) 名称及び住所

一般社団法人和歌山県猟友会

和歌山県和歌山市湊通り丁南四丁目18番地

(2) 代表者の氏名

尾上貞夫

(3) (1) の認定鳥獣捕獲等事業者は、法第18条の5第1項第2号の基準に適合するものである。

#### 和歌山県告示第1253号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和3年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字上湯川字堂ノ尾507の12

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 解除の理由 指定理由の消滅

#### 和歌山県告示第1254号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和3年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字井谷字ガオレ向525の6、529の2

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

## 和歌山県告示第1255号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市中辺路町小松原字柿木478の1（次の図に示す部分に限る。）、479の3、479の4、480の2、492の1、492の2、492の8、496の4、496の5
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第1256号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市中辺路町内井川字内井原130（次の図に示す部分に限る。）、131
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第1257号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第1258号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 すさみ古座線

供用開始の区間 西牟婁郡すさみ町周参見字上戸川南側5192番15地先から同町周参見字上戸川北側5158番9地先まで

供用開始の期日 令和3年12月14日

## 和歌山県告示第1259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 吉原湯浅線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字吉見字菅澤314番6地先から同町大字吉見字菅澤314番2地先まで	新	9.33 } 14.80	80.91	

## 和歌山県告示第1260号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和3年度和歌山県財務会計システム構築・運用保守委託及びシステム機器等賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和3年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

令和3年度和歌山県財務会計システム構築・運用保守委託及びシステム機器等賃貸借

(2) 契約期間

契約締結日から令和10年9月30日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 入札公告の日から過去5か年の間に1の(1)に掲げる業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。ただし、当該契約の契約期間が5年以上である場合は、入札公告の日から過去3か年の間に当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(3) 情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）について、ISMS（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））の認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(4) 和歌山県が示す仕様を満足する資格審査調書を提出した者であること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあつては、イからコまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 法人にあつては、登記事項証明書

カ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

キ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

ク 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

ケ 誓約書

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ 2の(2)に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し

シ 2の(3)の要件を満たすことを証明する書類の写し

ス 2の(4)に掲げる資格審査調書

セ コンソーシアムにあつては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1)に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって、(1)のイからクまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1)のアからエまで、ケ、コ及びスに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和3年12月14日（火）から同月21日（火）までの和歌山県

の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

- (5) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和3年12月20日（月）午前9時から同月22日（水）午後5時までの間に和歌山県会計局会計課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

#### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和3年12月21日（火）から同月28日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、入札参加資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあつては、令和3年12月28日（火）午後5時までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

#### 5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県会計局会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3288

ファクシミリ番号 073-423-3502

電子メールアドレス e1201003@pref.wakayama.lg.jp

#### 6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

#### 7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和4年1月5日（水）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあつては、その代表者に対して通知するものとする。

#### 8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

### 和歌山県告示第1261号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習（座学）委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和3年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 一般競争入札に付する業務の名称等

##### (1) 調達役務の名称

更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習（座学）委託業務

##### (2) 調達役務の内容等

更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習（座学）委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## 2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3に規定する道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であり、かつ、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると和歌山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が認める者で、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしていない者及びこれがなされていない者であること又は同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者のうちその更生手続に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定を受けている者であること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない者及びこれがなされていない者であること又は同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者のうちその再生手続に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定を受けている者であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

## (1) 公安委員会へ提出する資格審査申請書類

ア 競争入札参加資格審査申請書（その1）

イ 事業経歴書（定款及び履歴事項全部証明書又はこれに準ずる書類（法人設立を証明する書類をいう。）を含む。）

ウ 登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類）

カ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(ア) 法人税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 主たる事務所が所在する都道府県が課する税全税目

キ 申請者に業務体制が整備されていることを証明する業務体制証明書

ク 講習別に講習を行う者の氏名、生年月日及び有する資格の一覧表

## (2) 和歌山県へ提出する資格審査申請書類

(1) の資格審査申請の結果、有資格者であることを確認された場合は、次に掲げる書類を提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（その2）

イ 使用印鑑届

ウ 誓約書

エ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

オ 公安委員会から入札参加の有資格者であることを確認された旨の通知書の写し

(3) (1) のア及びイ並びに (2) のアからエまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和3年12月14日（火）から令和4年1月6日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間、5の（1）のアに掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) 及び (2) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和3年12月14日（火）から令和4年1月7日（金）までの間に和歌山県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

なお、質問に対しては、原則として令和4年1月11日（火）までに回答するものとする。

#### 4 資格審査申請書類の配布場所

5の（1）のアに同じ。

#### 5 資格審査申請書類の提出場所及び提出期間

##### (1) 公安委員会への資格審査申請

###### ア 提出場所

運転免許課

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110

###### イ 提出期間

3の（1）に掲げる申請書類を、令和3年12月14日（火）から令和4年1月13日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、（1）のアに掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和4年1月13日（木）午後4時までに（1）のアに掲げる場所に必着させなければならない。

##### (2) 和歌山県への資格審査申請

###### ア 提出場所

(1) のアに同じ。

###### イ 提出期間

3の（2）に掲げる申請書類を、（1）の資格審査申請の結果、公安委員会から有資格者である旨の通知を受けた日から令和4年2月1日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、（1）のアに掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和4年2月1日（火）午後4時までに（1）のアに掲げる場所に必着させなければならない。

#### 6 資格審査の結果通知

##### (1) 5の（1）の結果通知

郵便により令和4年1月28日（金）までに通知する。

##### (2) 5の（2）の結果通知

郵便により令和4年2月7日（月）までに通知する。

#### 7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札の参加資格がないと認められた者は、その理由について書面により説明を求められることができる。

###### ア 公安委員会への理由の説明の求め

令和4年2月7日（月）午後4時まで



イ 和歌山県への理由の説明の求め

令和4年2月18日（金）午後4時まで

(2) (1) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(3) (1) のア及びイの求めに対する回答については、次に掲げるところにより、当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

ア (1) のアに対する回答

令和4年2月10日（木）までに回答するものとする。

イ (1) のイに対する回答

令和4年2月24日（木）までに回答するものとする。

(4) (1) の書面の提出先は、5の(1)のアに掲げる場所とする。

## 公 告

### 入 札 公 告

令和3年度和歌山県財務会計システム構築・運用保守委託及びシステム機器等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和3年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和3年度から令和10年度まで

(2) 業務の名称

令和3年度和歌山県財務会計システム構築・運用保守委託及びシステム機器等賃貸借

(3) 業務の内容

財務会計システムの開発、データの移行、運用保守及び機器等のリース

(4) 業務担当部局

和歌山県会計局会計課

(5) 業務の期間

契約締結日から令和10年9月30日まで

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和3年和歌山県告示第1260号に規定する令和3年度和歌山県財務会計システム構築・運用保守委託及びシステム機器等賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

#### 3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

和歌山県会計局会計課

(2) 期間

令和3年12月14日（火）から同月21日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

#### 4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)と同じ。

## (2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) 交付された入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、令和3年12月20日（月）午前9時から同月22日（水）午後5時までの間に和歌山県会計局会計課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

## 5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館2階

入札室

## イ 入札日時

令和4年1月7日（金）午後2時

## ウ 開札場所

アに同じ。

## エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和4年1月7日（金）午前9時30分までに和歌山県会計局会計課に必着するように行わなければならない。

## 6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

## 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

#### 10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県会計局会計課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局会計課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

#### 11 契約書の要否

要

#### 12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県会計局会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3288

ファクシミリ番号 073-423-3502

電子メールアドレス e1201003@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

#### 14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Design, development, operation and maintenance of financial accounting system and data migration from the current system to the new system and lease of equipment

(2) Date and time for tender :

2:00 p.m. 7 January 2022 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 7 January 2022)

(3) Contact point for the notice :

Accounting Division, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-3288

FAX 073-423-3502

e-mail e1201003@pref.wakayama.lg.jp